

# 第4期品川区地域福祉計画 素案

概要版

品川区



## ■ 計画の基本事項

### ● 計画策定の目的

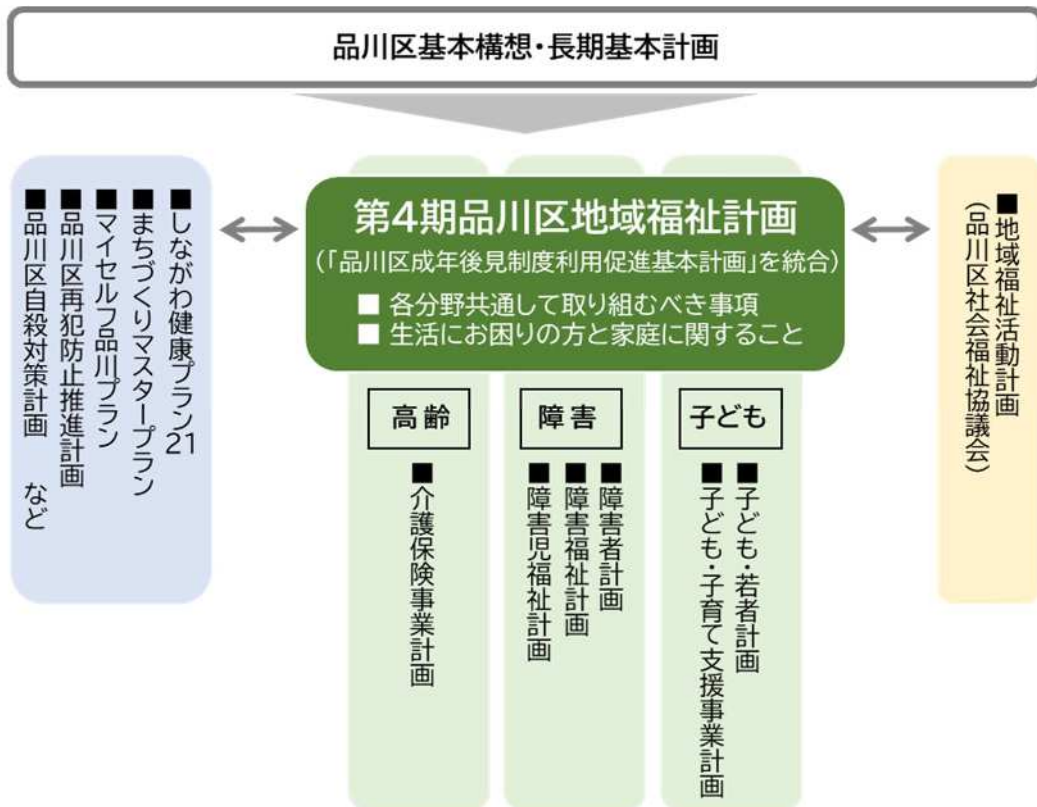
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

品川区でも、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑な課題を抱え生きづらさを感じている人や世帯が増加している中、区民、地域団体、行政などさまざまな主体が協働して地域福祉を推進していくための方針や具体的な取り組みを示すことを目的として、本計画を策定します。

### ● 計画期間、計画の位置付け

本計画の計画期間は、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年を計画期間とします。

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。



## ■ 品川区の現状

### ● 区民アンケート、専門職アンケートから見えてきたこと

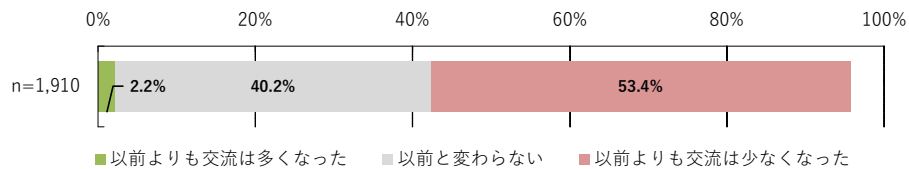
地域福祉計画の策定に向けて、区民を対象とした区民アンケート調査、地域福祉に携わっている専門職員や地域の中で相談業務に関わっている方を対象とした専門職アンケート調査を実施しました。

区民の交流頻度が減少する中、ご近所とのより深い関係性を望む傾向や、複雑・複合的な課題を抱えた人や世帯が増加していることが分かりました。

#### 【区民アンケート調査】

- 新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、他者との交流頻度が減少しており、人や地域との関わり方に変化が起こっている。

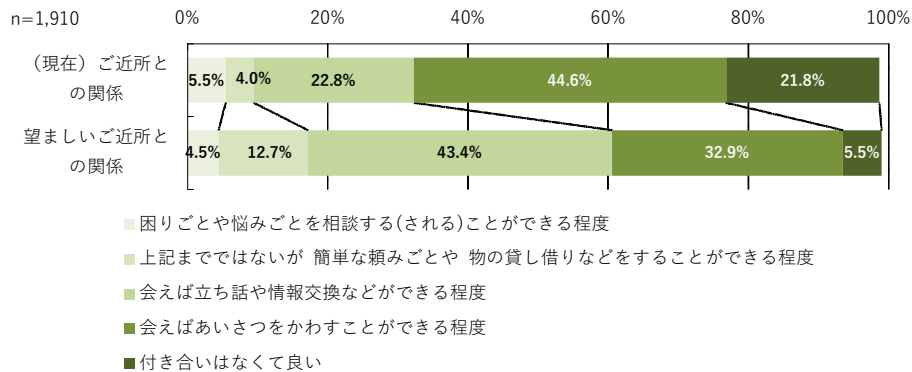
【設問】 現在の他者との交流の頻度について、新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べ、どのように変化しましたか。



- 交流頻度が減少する中、ご近所との関係性では、現在の関係性よりもより深い関係性を望む傾向が見られた。

【設問】 あなたが、現在のご近所との関わり方についてお答えください。

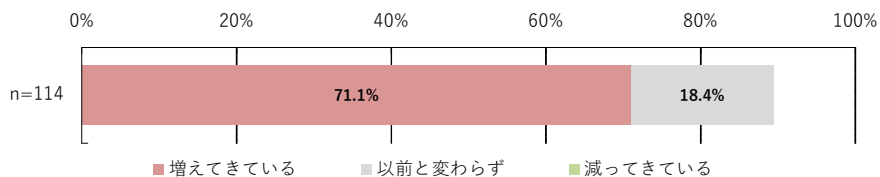
【設問】 あなたにとって望ましいと思うご近所との関わり方についてお答えください。



#### 【専門職アンケート調査】

- 相談対応等を行っている現場において、ここ数年、複雑・複合的な課題を抱えた人や世帯の相談が増加。

【設問】 複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯について、ここ5年の動向(変化)をお答えください。



※その他、無回答は非表示

## ■ 地域福祉を推進する上で取り組むべき今後の重点課題

区民アンケート調査結果、専門職アンケート調査結果、策定委員会によるご意見等から、品川区で取り組むべき重点課題を次のようにまとめました。

### 1

#### 地域との多様な関わり方の促進

- 人や地域との関わり方は、社会情勢の変化の影響を受けながら、常に変化し、多様性を増してきています。
- 既存のしくみに捉われず、さまざまな分野で展開している取り組みや活動と連動しながら、つながりたい時にどこかにつながる事ができる地域が求められています。

### 2

#### 地域で困っている人へのアプローチ

- 複雑化・複合化した課題の場合、本人だけでは全体の状況が見えず、支援の対象が明確にならないため、課題が潜在化してしまうことが懸念されます。
- 地域の課題として捉え、チームでアプローチできる体制の構築が求められています。

### 3

#### 地域の多様な主体の活動との協働

- 地域では、行政が提供するサービスだけでなく、町会・自治会、高齢者クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療事従事者等による、さまざまな活動が行われていますが、情報共有・連携の強化が課題となっています。
- お互いの取り組みや活動を理解し、必要な時に連携することができれば、さまざまな地域課題に対応する大きな力となることが期待されます。

## ■ 基本理念・基本方針

### ● 基本理念

だれかとどこかでつながる  
安心を実感できるまち しながわ

### ● 基本方針

基本理念を実現するために、以下の基本方針を設定します。

1

#### 一人ひとりの個性を認め、はぐくむ

- 地域は、多様な人と人のつながりで作り上げられています。
- お互いの違いを認め合い、支え合う気持ちをはぐくみます。

2

#### 地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける

- 孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さないようにするためには、課題解決をめざすとともに、伴走していくこと、寄り添い続けていくことが重要です。
- 行政の取り組みを充実させ、日常的な区民の活動との連携を強化していくことを目指します。

3

#### 多様な主体とともに地域社会を創る

- 地域には、そこに住んでいる人々をはじめ、学びに来ている人々、働きに来る人々、共通の関心を持つ人々などが集まって、多様なコミュニティが形成されています。
- 誰もが、多様なコミュニティのどこかに居場所を得て、生きがいを持って暮らしていける社会を目指して、地域のさまざまな取り組みと協働していきます。

## ■ 地域福祉の推進

### ● 地域の主体的な活動との協働の推進

品川区の各地域では、既に多くの町会・自治会、高齢者クラブ、商店街、NPO 団体・ボランティア、民生委員、福祉・医療従事者など、さまざまな人や団体が主体的に活動しています。

品川区では、地域の主体的な活動と協働しながら地域福祉を推進し、区民の誰もがつながりを実感し、安心を感じることができる地域を目指します。



### ● 分野を横断した取り組みの推進

区民の抱える課題は、必ずしもひとつの分野だけで支えられる課題だけではありません。

品川区においても、複雑・複合化した課題を抱えた人や世帯は増加しており、高齢、障害、子ども・子育ての福祉分野だけではなく、区民に関わるさまざまな分野が横断的に連携し、課題を抱える人や世帯に対して柔軟に対応できるしくみを整えていく必要があります。

#### ◆ 重層的支援体制整備事業

- ・ 地域共生社会の実現のための事業として、「重層的支援体制整備事業」(以下、重層事業という)が創設されました。
- ・ 重層事業は、困難を抱えた人や世帯に寄り添い、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を目指した事業です。品川区においても、2025(令和7)年度からの重層事業の本格実施に向け、2022(令和4)年度から移行準備事業を開始しています。

#### ◆ 孤独・孤立対策

- ・ コロナ禍によって孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したこと、そして、今後も単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれることを背景に、2023(令和5)年に孤独・孤立対策推進法が成立しました。
- ・ 品川区では、孤独・孤立対策推進法の成立を受け、地域共生社会の実現に向け、重層事業と一体的に孤独・孤立対策の推進体制構築に向け準備を進めていきます。併せて、孤独・孤立対策推進法第15条に基づく「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を検討していきます。

## ■ 施策の体系

施策は、取組の主体に応じて3つの柱に整理しました。

施策の体系図

	基本方針1	基本方針2	基本方針3
	一人ひとりの個性を認め、はぐくむ	地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける	多様な主体とともに地域社会を創る

施策の柱	施策の方向性	施策
区民の意識をはぐくむ取り組み	(1)相互理解の促進	1)多様性を認め合う意識づくり
		2)障害者等への合理的配慮
		3)募金・寄附金等の有効活用
	(2)バリアフリーの促進	1)情報のバリアフリーの促進
2)公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進		
3)放置自転車防止、交通安全ルールの徹底		
4)手話の理解促進、移動支援		
地域の活動や参加を促進する取り組み	(1)社会参加の促進	1)ボランティア活動への参加の促進
		2)高齢者・障害者等の社会参加の促進
	(2)地域活動の充実	1)サロン活動の充実
		2)地域の中で子どもを育てる拠点の整備
		3)見守り活動の充実
		4)認知症サポーター養成の充実
		5)日常生活支援の充実
		6)災害時助け合いのしくみの充実
		7)個人情報の適切な活用と保護の周知
	(3)地域づくりに向けた取り組みの充実	1)地域団体等の連携支援
2)地域特性等の把握、共有		
3)地域特性に応じたネットワークの促進		
支援を必要とする人に適切な支援を届ける取り組み	(1)虐待防止と権利擁護の推進	1)虐待防止・早期発見のしくみの連携強化
		2)成年後見制度の利用促進
	(2)包括的な相談支援体制の充実	1)多機関・多職種連携体制の強化
		2)アウトリーチ等の訪問施策の実施
	(3)地域生活の継続に向けた支援の充実	1)高齢者・障害者等の就業支援の充実
		2)高齢者等の住まいの確保
		3)ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり
		4)生活困窮者等世帯への学習等の支援

<b>横断的な施策</b>
◆孤独・孤立対策 ◆重層的支援体制の整備 区民・地域活動・行政等による包括的な支援の充実



## 柱1

# 区民の意識をはぐくむ取り組み

### 施策の方向性

- (1) 相互理解の促進
- (2) バリアフリーの促進

### ■ 背景

- 地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、さまざまな違いがある。
- 品川区では、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、若者や子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加している。
- 地域福祉を推進していくためには、多様な個性、地域の多様性を理解し、互いを尊重していくことが必要である。

### ■ 区民や関係者の声

- マイノリティの方がもっと住みやすい街になるとよい
- 外国人児童支援の充実
- 当事者にならないと関心を持つようにならないことを実感している。当事者でない人への啓蒙、広報の充実は必要
- SNS などを使用して、もっと子育て世帯の関連情報など流してほしい。

### ■ 計画期間中の目標

- 多様な人々が、相互理解を深めることのできる機会を充実させていきます。
- すべての人に必要な情報が届くよう、多様な取り組みを推進します。
- すべての人にとって住みやすいまちになるよう、環境を整備します。



## (1)相互理解の促進

地域福祉を推進していくための基礎として、地域には多様な個性があり、それらが折り重なることで地域が成り立っていること、地域が多様であることが地域福祉の推進に欠かせないことを区民と共有し、互いを尊重して誰もが住みやすいと思える地域に向けて、取り組みを進めていきます。

### 1)多様性を認め合う意識づくり

さまざまな人が暮らす地域において、自分の価値観で思い込んだり、気持ちを押し付けることなく、一人ひとりがそれぞれの個性を認め合うことは、地域福祉を推進していく上で重要なポイントです。それぞれの個性を特別視することなく、多様な人たちがひとつの地域の中で希望する生活が送れるように、互いに支え合って生きる社会をめざし、区はさまざまな形で意識の普及啓発を行います。

### 2)障害者等への合理的配慮

相手を思いやり、支え合うという気持ちは、さまざまな体験とおして培われるため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させ、誰もが住みやすいと思える地域を目指していきます。



ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発

### 3)募金・寄附等の有効活用

区は、共同募金、赤十字募金、福祉団体への寄附金等助け合いの活動を周知することで、地域の活動を支援しています。

また、社会福祉法人や企業による地域貢献の取り組みの発信を行うことで、地域活動の活性化につなげます。

## (2)バリアフリーの促進

すべての人にとって住みやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面のさまざまなバリア(障壁)を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や、鉄道事業者へのエレベーターの設置助成等により、誰もが利用しやすいまちの整備に努めています。地域の特性に合わせ、大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区においてバリアフリー計画を策定し、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。

また、ソフト面では、必要な人にしっかり情報が届くような取り組みやコミュニケーション支援を中心にバリアフリー化を進めていきます。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。

### 1)情報のバリアフリーの促進

外出や移動などの際に、必要な情報が多様な手段で適切に入手できると、行動範囲が広がる場合があります。高齢者や障害者、子育て世代、外国人等、必要な人たちに必要な情報が届く情報提供の方法について、工夫や充実を図っていきます。



### 2)公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(東京都条例)」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」などに基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。

### 3)放置自転車防止、交通安全ルールの徹底

多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、放置自転車防止の啓発活動や交通安全講習会の開催等により、周りの人への気遣いを区民に周知しています。

### 4)手話の理解促進、移動支援

身体的・精神的にひとりでは移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています。

## 柱2

## 地域の活動や参加を促進する取り組み

### 施策の方向性

- (1) 社会参加の促進
- (2) 地域活動の充実
- (3) 地域づくりに向けた取り組みの充実

### ■ 背景

- 新型コロナ感染症による影響もあり、地域における住民の社会参加や地域活動への参加頻度は減少傾向となっている
- 若者やひとり暮らし世帯を中心に、孤独・孤立を感じている人・世帯も多く、地域との関わり方が多様になる一方で、地域のつながりが希薄になってきている

### ■ 区民や関係者の声

- 子育てに孤立を感じているママが多いように感じる。わかりやすい支援が必要。
- 単身の人でも参加しやすい活動や、つながるしくみ、リーズナブルな学びの場がほしい。
- 共働き・子育て中で、自分のための時間がとれない。地域のつながりがほしい。
- 地域住民のつながりづくりを強化すれば、福祉の目が届かないところでも、互いに協力し合い、助け合うことができる。
- 役所の職員だけではなく、地域ボランティア(子育て経験者、孤立経験者等含め)と一緒に取り組む必要がある。

### ■ 計画期間中の目標

- 住民を中心とした地域のさまざまな活動を支援します。
- 身近な地域におけるゆるやかな見守り活動を支援します。
- 多様な主体が連携する地域ネットワークを推進します。



## (1)社会参加の促進

地域活動やボランティア活動への参加、就業等は、生活の質の向上や本人の生きがいづくりにつながります。

一方、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、仕事や家事など日常の生活で忙しく、まとまった時間を取ることは難しいという区民も少なくありません。また、これまで地域の活動などに参加していなかった子育てが一区切りした人や定年退職後の人からは、地域において何をしたらよいか分からないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。

### 1)ボランティア活動への参加の促進

ボランティア活動や地域活動への参加は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、若者世代だけでなく、今まで参加率の高かった高齢世代においても参加する割合が減ってきています。

一方で、若者世代や現在働いている現役世代を中心に、参加してみたいがどうしたらよいか分からない、今は参加していないが今後は参加してみたいといった声もあがっており、区は、区社会福祉協議会品川ボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報提供や講座開催などさまざまな面から活動の支援を行っていきます。

### 2)高齢者・障害者等の社会参加の促進

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、さまざまな社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。



## (2)地域活動の充実

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代の人など、多世代の区民が知り合うきっかけとして身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めています。

サロン活動などを企画、運営する側も、利用する側も楽しくいきいきと過ごせるよう、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを推進していきます。

### 1)サロン活動の充実

誰もが気軽に参加できる地域の憩いの場において、ふれあい、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としてもその効果が期待されています。

区は、対象・内容等が多様なサロン活動を促進するため、地域の集会所、シルバーセンターなど既存の施設のほか、町会会館、マンションなど集合住宅の集会室等の活用による開催場所の検討や新規開設の団体を支援します。



ほっと・サロンの活動

### 2)地域の中で子どもを育てる拠点の整備

子どもや子育てをしている人を地域の中で見守る拠点の整備が進んでいます。近年、核家族化、保護者の就労、ひとり親家庭に関わる課題の増加等により、子どもがひとりでご飯を食べるいわゆる「孤食」が増えています。子どもを地域で見守り育てる場としてスタートした子ども食堂が、世代を超え、地域食堂として展開・発展するよう支援していきます。



こども食堂の活動



### 3)見守り活動の充実

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。



高齢者見守りネットワーク

### 4)認知症サポーター養成の充実

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気ですが、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれます。区民の認知症に関する正しい知識および理解を促進し、誤解・偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるようにしていきます。

### 5)日常生活支援の充実

現在行われている住民による買い物代行、家事支援などの生活支援サービスなどの活動者を増やすために周知を工夫し、活動者それぞれの得意分野を活かしながら住民の支え合いの活動を広げるとともに、新たな活動者の確保を図っていきます。



ファミリー・サポートの活動

### 6)災害時助け合いのしくみの充実

近年、日本の各地で、大規模な地震や台風などの自然災害が発生しています。災害に備え、防災用品を備蓄するなど、防災訓練等を行うと同時に、避難方法について話し合い決めておくことが大切です。特に、高齢者、障害者、在宅難病患者など、災害時に支援が必要になる方がいます。

災害時・緊急時に住民同士が助け合えるように、平常時からしくみや関係を構築しています。

### 7)個人情報の適切な活用と保護の周知

地域福祉は、地域住民や関係者が交流し、支え合うことを目的とする活動です。一方で、個人情報の活用にあたっては、個人情報保護法に基づいた適切な取り扱いが必要となります。

区は、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

### (3)地域づくりに向けた取り組みの充実

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO団体等によるさまざまな活動が根付いています。特に、町会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのためのさまざまな活動を積極的に行っています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまな形で連携しています。

地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、区は場の提供、運営支援等を通じて、地域活動の活性化を図っていきます。

#### 1)地域団体等の連携支援

各地区の町会・自治会、高齢者クラブなど各団体が地域で活動しやすくなるよう、各団体の情報共有、連携・協力を支援するとともに、地域住民相互の助け合い活動の活性化を図ります。

#### 2)地域特性等の把握、共有

地域における支え合いの推進役である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民やNPO団体等多様な人材と地域の情報を共有するとともに、生活支援のニーズとサービス提供を調整しています。支え愛・ほっとステーションの地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターの役割も担い、地域ニーズの把握と資源の見える化を図っていきます。

#### 3)地域特性に応じたネットワークの促進

生活支援コーディネーターが主体となり、地域住民やNPO団体、民間事業者等、多様な主体とともに地域課題等について話し合う、地域ネットワークを日常生活圏域ごとに構築していきます。

また、住民主体の生活支援のコーディネートを進めていきます。





## 柱3

# 支援を必要とする人に適切な支援を届ける取り組み

### 施策の方向性

- (1) 権利擁護と虐待防止の推進
- (2) 包括的な相談支援体制の充実
- (3) 地域生活の継続に向けた支援の充実

### ■ 背景

- 地域の中には、自身では解決できない課題を抱えているが、誰にも相談できていない人や世帯がある
- また、近年、8050問題※やヤングケアラー・若者ケアラー※など、単一の課題ではなく複合的な課題を抱えた人や世帯が増加しており、分野を横断した支援の必要性、行政だけでなく地域住民や地域団体等と連携した支援の必要性が高まっている
- 支援を必要とする人に必要な時に適切な支援を届けることができるような取り組みを充実していくことが必要

※8050問題：高齢の親が、ひきこもり等の生活課題を抱えた成人の子ども(40-50代が中心)を支えている世帯における問題。

※ヤングケアラー・若者ケアラー：病気や障害がある家族のために、日常的に家事や家族の世話・介護などのサポートを行っている子どもや若者のこと。

### ■ 区民や関係者の声

- 本当に孤立している人はなかなか気づけないと思う。相談もできずにいる人もいると思う。
- ヤングケアラーへの支援のしくみが必要
- 生活困窮の中年世代のスキルアップや就業支援をサポートするしくみがほしい
- 支援者側から困っている人にアプローチするしくみが必要

### ■ 計画期間中の目標

- 複雑・複合化した課題を抱える人や、社会的に孤立している人など、支援を必要とする人を相談につなげる取り組みを推進します。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮といった福祉分野だけでなく、さまざまな分野の活動がつながる体制を整備します。



## (1)虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者や障害者、子育てに関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる包括的な体制づくりに努めます。

### 1)虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

区では、子育て・介護の疲れや経済的困窮等を原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。発生予防、早期発見、早期対応のため、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。



児童相談所の設置(2024(令和6年)10月予定)

### 2)成年後見制度の利用促進

区では、2022(令和4)年度より、認知症高齢者等の判断能力が不十分などの理由で支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとして「地域連携ネットワーク」を構築しています。

「地域連携ネットワーク」では、法律・福祉の専門職や関係機関等が協力・連携する「協議会」が、身近な親族、本人を支える福祉・医療・地域関係者と後見人で構成される「チーム」を支援するとともに、成年後見における地域課題の検討や調整、解決を図っています。

また、「地域連携ネットワーク」を整備し適切に運営していくため、品川区と品川区社会福祉協議会が一体となり「中核機関」として、権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け進捗管理・調整を行い、協議会を運営、権利擁護支援の方針等を検討し、専門的判断を担保するための進行管理を行っています。

区全域で一つの地域連携のしくみを構築し、具体的な取り組みを行うことで、支援を受ける本人にとってより良い生き方を選択できるよう、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備しています。

## (2)包括的な相談支援体制の充実

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あり、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。各相談機関では、さまざまな問題に対応するため、関係機関との連携を強化して、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

区は、多様化する生活課題に対応するため、さまざまな分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、重層事業を中心に、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

### 1)多機関・多職種連携体制の強化

高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など、複雑・複合化した課題のある方や世帯が増えている中、区民のニーズや課題に対して、関係する多機関、多職種が連携して支援できる体制をより強化していきます。

### 2)アウトリーチ等の訪問施策の実施

相談につながりづらい人に対して、積極的にアウトリーチ\*を実施し、関係機関の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

※アウトリーチとは … 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながっていない(中断している)人のもとに、支援者が出向くこと。



## 重層的支援体制整備事業における相談支援体制



### (3)地域生活の継続に向けた支援の充実

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに対する不安などさまざまな生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

また、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む中で、困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者やその家族へのさまざまな施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

#### 1)高齢者・障害者等の就業支援の充実

高齢者や障害者等が、社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、さまざまな社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、さまざまな取り組みを行っていきます。

また、近年、社会経済環境の変化にともない、生活困窮や社会的孤立といった生活のしづらさを抱える人が増加しています。生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、生活困窮者への就労支援等に取り組んでいきます。

#### 2)高齢者等の住まいの確保

安心して住み続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた住まいを確保することが大切です。しかしながら、高齢などを理由に、住宅の立ち退きを求められたり、保健衛生上劣悪な住宅からの転居先が自力で見つけられないことがあります。区では、住宅に関して困りごとを抱える人に対する支援を展開しています。

#### 3)ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への居場所づくり

不登校や高校中退、ニート、ひきこもりなどさまざまな生きづらさを抱える子ども・若者や、その家族に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の実践を推進しています。

#### 4)生活困窮者等世帯への学習等の支援

将来を担う子どもたちの生活や成長に対して、貧困はさまざまな影響を及ぼします。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会として学習支援事業を行っています。



## ■ 計画の周知、進行管理

### ● 計画の周知

地域福祉は、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区が行う様々な地域福祉事業の各種情報提供や普及啓発に努めてきました。

今後も、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報しながらや区ホームページなどを活用した広報活動を行っていきます。

### ● 計画の進行管理

本計画の施策や事業については、PDCA サイクルマネジメントに沿って、学識経験者や関係機関・地域関係団体の代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」にて毎年度、進捗状況の把握および評価を行います。

施策の進捗管理は、包含する個別計画において実施する進捗管理の結果や、地域福祉計画独自の取り組みの進捗状況等を踏まえ、総括的に進行管理を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

#### PDCA サイクル

Plan(計画)	区の状況を踏まえ、地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
Do(実行)	計画の内容を踏まえ、地域住民、関係機関、区社会福祉協議会、区等で連携して事業を実施します。
Check(評価)	1年に1回、地域福祉計画推進委員会において、計画に記載されている施策・事業の進捗状況や結果を把握し、評価を行います。
Action(改善)	評価等の結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直し等を実施します。

#### 第4期品川区地域福祉計画 【概要版】

発行年月:2024(令和6)年4月  
発行:品川区福祉部福祉計画課  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
電話 03-5742-6914(直通)  
FAX 03-5742-6797